

○神奈川県警察名誉師範の称号授与について

(昭和 45 年 5 月 1 日例規／神教発第 164 号)

各所属長あて 本部長

本県警察の柔道、剣道または逮捕術の指導の職にある者が、これら警察術科の振興に貢献し、本県警察を退職するときは、その功労に報いるため、次により神奈川県警察名誉師範の称号(以下「称号」という。)を授与することとしたので通達する。

記

1 称号の授与基準

称号は、本県警察の首席師範、副首席師範または師範の職にある者が次の各号に該当し、本県警察を退職する際に授与する。

- (1) 人格、識見ともにすぐれ、一般の模範と認められる者
- (2) 永年にわたつて本県警察の柔道、剣道または逮捕術の普及振興に貢献し、特に功績のあつた者

2 手続

称号は、警務部教養課長の内申に基づき、警察本部長が授与する。

3 授与

称号は、別記様式によつて授与する。

4 称号のそう失

称号を授与された者に、名誉師範にふさわしくない言動または非行のあつたときは、その称号をそう失させることができる。